

大熊町社会教育複合施設整備推進支援業務

公募型プロポーザル実施要領

令和5年2月

大熊町

1. 業務実施の背景と目的

大熊町では、令和4年6月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示を解除し、先に復興整備が進む大川原地区に続き、下野上地区においても産業や暮らしに繋がる整備が計画されている。他方で、大熊町の教育に関しては、大川原地区において令和5年には認定こども園・義務教育学校・学童保育が一体となった「学び舎ゆめの森」が開校し、子どもたちを中心とした地域のための活動拠点が整備される予定であり、下野上地区においても、「読書のまち おおくま」を継承し、大熊で学び、大熊の記憶と記録をつなぐ場として、新たな社会教育複合施設の整備を検討している。

令和4年度は社会教育複合施設の基本構想についてとりまとめを実施しており、博物館、図書館、公民館機能等を併せ持つ施設として定義している。令和5年度以降、本格的な整備計画検討、実施を進める予定である。

本業務は、社会教育複合施設の整備に当たり必要となるマネジメント業務（PM業務）、発注、設計、施工、監理に係わる業務（CM業務）、施設完成後の運營業務等の検討、実施について支援を行うものである。

2. 業務内容及び成果品の仕様等

(1) 業務内容

大熊町が実施を予定している社会教育複合施設整備推進に向けた対応を支援する。

なお、本業務範囲の詳細及び成果品は、別添業務仕様書に記載のものを必須とし、追加的な業務が発生した際は、発注者と協議のうえ対応すること。

(2) 成果品の仕様等

① 電子データ形式

PDF形式、MicrosoftWord（doc又はdocx）形式、MicrosoftExcel（xls又はxlsx）形式、MicrosoftPowerpoint（ppt又はpptx）

② 納入場所

大熊町役場教育総務課（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）

③ その他留意事項

- ・ 成果品に関する著作権は、本町に帰属するものとする。
- ・ 本業務終了後に受託者の責任に帰する理由による成果品の不良個所が発見された場合は、大熊町が求める訂正又は修正若しくは交換等、必要な措置を速やかに講ずるものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

3. 関連業務等

(1) 『大熊町第二次復興計画（改訂版）』（平成31年3月）

(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/5143.pdf>)

(2) 『大熊町教育大綱』（令和2年6月）

(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/kyoikusoumu/15487.html>)

(3) 『社会教育複合施設整備』

(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/kyoikusoumu/21921.html>)

4. 本業務の予定契約履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

5. 本業務の委託費

252,000 千円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

6. 委託候補者の選定方法等

- (1) 委託候補者選定方法……プロポーザル方式（公募型）
- (2) プロポーザル参加報償…無償
- (3) その他……大熊町プロポーザル方式実施要綱（平成 29 年 2 月 23 日付訓令第 3 号）に基づき実施。

7. プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施できる法人（代表企業を定めたコンソーシアム体制も可）であり、次に掲げる①～⑧の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 1 号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア. 破産者で復権を得ない者
 - イ. 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
 - ア. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - イ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者
 - ウ. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- ⑤ 租税を期限内に完納していること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑧ 過去に、以下に示す業務の全てを受注した実績があること。

- ・国、都道府県、特殊法人等、地方公共団体が発注した博物館、図書館、公民館等の機能が2以上ある複合施設建設に関わるプロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント支援業務

- ・博物館、図書館、公民館事業への運営参画、若しくは国、都道府県、特殊法人等、地方公共団体が発注した博物館、図書館、公民館事業への運営支援（計画策定含む）業務

(2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

8. スケジュール及び手続き方法等

(1) 公募型プロポーザル実施要領の公表

- ① 公表日：令和5年2月1日（水）
- ② 公表場所：大熊町ホームページ

(2) 実施要領に関する質問受付・回答

- ① 受付期限：令和5年2月9日（木）正午まで。
- ② 提出方法：質問書（様式第1号）に記載のうえ、電子メールで送付することとし、件名は、「【質問】大熊町社会教育複合施設整備推進支援業務プロポーザルについて」とすること。なお、電子メールの受信確認を大熊町役場教育総務課（TEL：0240-23-7532）あてに行うこと。また、電話での質問は受け付けない。
E-mail：kyoikusoumu@town.okuma.fukushima.jp（教育総務課宛）
- ③ 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和5年2月15日（水）午後5時までに大熊町役場のホームページに公表する。なお、個別での回答は行わない。

(3) 一次審査書類（公募型プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書及び必要書類）の提出

- ① 受付期限：令和5年2月17日（金）正午まで
- ② 提出方法：公募型プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書（様式第2号）に記載のうえ、必要資料を添えて、電子メール、郵送（書留）又は持参により提出のこと。電子メールの場合には受信確認、郵送の場合には提出意思の連絡、持参時には予め提出日時の連絡を実施すること。
- ③ 必要資料
 - ・会社概要（様式第3号）

・本公募型プロポーザル実施要領 7. プロポーザルに係る事項(1)プロポーザル参加の要件⑧に定める要件を満たすことを証するものの写し

提出先：大熊町役場教育総務課（〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）

E-mail：kyoikusoumu@town.okuma.fukushima.jp（教育総務課宛）

※提出後に改めて説明を求める場合がある。

④ 必要部数

印刷 1 部及び PDF データ

(4) 一次審査結果（提案資格確認結果通知書）及び有資格参加表明者への企画提案提出要請書の送付

① 選定方法：7. プロポーザルに係る事項(1)プロポーザル参加の要件に照らし、有資格参加表明者として通知する。

② 送付期日：令和 5 年 2 月 20 日（月）

③ 送付方法：電子メール及び郵送（送付期日に発送）にて通知する。

(5) 企画提案書の提出

① 受付期限：令和 5 年 2 月 27 日（月）正午まで

② 提出先：大熊町役場教育総務課（〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）

③ 提出方法：企画提案書提出届（様式第 4 号）に記載のうえ、必要資料を添えて、電子メール、郵送又は持参により提出のこと。電子メールの場合には受信確認、郵送の場合には提出意思の連絡、持参時には予め提出日時との連絡を実施すること。

④ 提出書類：

ア. 企画提案書及び工程表（様式任意。ただし、日本工業規格 A4 判とする）

イ. 事業経費積算書（様式任意。ただし、日本工業規格 A4 版とする）

ウ. その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ. 直近 2 年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

オ. 守秘義務誓約書（様式第 5 号）

カ. 業務実施体制書（様式第 6 号）

キ. 担当スタッフの資格・業務経歴（様式第 7 号）

ク. 定款又は寄付行為の写し

ケ. 法人登記簿の写し（申請受付日の 3 ヶ月以内のもの）

コ. 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第 8 号）

⑤ 提出部数：

・ア～コにつき、印刷 1 部及び PDF データ

⑥ その他留意事項：

ア. 失格又は無効

以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ・提案した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・当該業務の契結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ・本要領に違反すると認められる場合
- ・見積書の提示金額が委託費の上限を超えている場合
- ・その他担当者から予め指示した事項に違反した場合

イ. 複数提案の禁止

有資格参加表明者は、複数の提案書の提出はできない。

ウ. 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

エ. 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

オ. 費用負担

企画提案書の作成や提出など企画提案の参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

カ. 個別名の掲載の禁止

プレゼンテーション資料は企画提案資料のみとし、個別名が特定できる文言は掲載しないこと

(6) 審査（書類審査）の開催

有資格参加表明者からの企画提案提出届が6社以上からあった場合は、企画提案書をもとに書類審査を実施し、評価基準別表に基づき上位5社を選定する。

① 審査基準

審査項目1 - 本支援業務実施体制及び業務実施能力

審査項目2 - チーム及び従事予定者の経験及び実務実施能力

② 送付期日：令和5年3月1日（水）

③ 送付方法：電子メール及び郵送（送付期日に発送）にて通知する。

(7) 二次審査（最終審査）によるプレゼンテーション及びヒアリング並びに審査委員会の開催

① 開催日：令和5年3月9日（木）を予定。

② 開催場所：大熊町役場（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動制限（自粛）等の要請が発令されているなど大熊町役場への参集が難しい場合は、リモートによるプレゼンテーション及び質疑応答等のヒアリングを実施する。

③ 審査所要時間：プレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分程度を目安とする。

④ 評価基準：評価基準別表の項目に基づいて評価、採点を行い、総合点数が高い提案者を特定する。ただし、審査員一人当たりの平均点数が25点を満たさないものは特定さ

れない。なお、総合点数が同点の場合には審査委員会の合議により順位を決定する。

⑤ その他留意事項：

- ・提案者が1社（共同体）のみの場合においても、本審査を実施する。
- ・プレゼンテーションの出席者は4名以内とする。

(8) 二次審査（最終審査）の通知及び契約の締結予定

- ① 結果通知：令和5年3月13日（月）予定
- ② 契約締結：令和5年4月3日（月）予定
- ③ 契約締結における留意事項

ア. 仕様書の協議等

選定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定したうえで契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とし、契約候補者と町との協議によって決定する。

イ. 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

ウ. その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

9. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託に関する事項

受託者は、受託を行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うために必要な業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。予定がある場合は実施体制に詳細を記載のこと。

(2) 個人情報保護

業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、「大熊町個人情報保護条例」に基づき、その取り扱いに充分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

10. 応募・照会等窓口

大熊町役場教育総務課（担当：喜浦、風間）

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

TEL：0240-23-7532、FAX：0240-23-7846

E-Mail：kyoikusoumu@town.okuma.fukushima.jp

【別表】

公募型プロポーザル審査基準

◇審査項目1 - 本業務の業務実施体制及び業務実施能力

評価項目	評価基準	評価（配点）
A. 業務目的に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難自治体である本町の背景や、社会教育の意義及び複数の専門機能が融合する本事業の目的を十分理解したうえで、実施方針が提案されているか。 ・地方公共団体において専門性が必要な人材が不足している現状を理解したうえで、業務の提案がなされているか。 ・過去10年間で、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における公的機関が発注したまちづくり計画策定支援もしくはそれに類する業務に従事した実績があるか。 	15点
B. 業務実施方針の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・2.（1）業務内容及び関連業務等を踏まえた実施方針／業務提案がなされているか。 ・多機能が融合する複合施設において、相乗効果を最大限発揮するための課題の抽出と解決へ向けた方向性が示されているか。 	10点
C. 業務実施手法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するに当たり、具体的かつ効率的な実施方法が提案されているか。 ・運用開始後を見据え、想定利用者の意志を反映し、施設事業及び社会教育事業全般への参画を具体化する提案となっているか。更に、それを実施した際、十分な効果を発揮できる内容となっているか。 	15点
	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者及び施工者選定におけるプロセスや評価のポイントは妥当か。 ・業務実施方針を踏まえ、コスト管理・スケジュール管理・品質管理に関する観点は妥当か。 	10点
D. 業務実施計画等の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的かつ現実的な実施計画が策定されており、アカウントビリティ確保に対する方針は妥当か。 ・業務工程が具体的に示され、スケジュールに妥当性があるか。 	10点
E. 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に適した要員を確保するとともに、適切な役割分担が構築されているか。 ・不測の事態にも対応できるバックアップ（人員補助・情報連 	10点

	携) 体制が構築されているか。	
F. 類似実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務に関する知識や知見などのノウハウのほか、業務遂行に優位となるネットワークを有しているか。 ・ 今回業務と同等ないし、同等以上の規模の業務を受託した実績はあるか。 	5 点
小計		75 / 100 点

◇審査項目 2 - チーム及び従事予定者の経験及び実務実施能力

評価項目	評価基準	評価（配点）
A. 統括責任者の能力及び発注担当者との協調力	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を統括する責任者は、必要な知識、経験を有し、チームに対する指導・監督能力を有しているか。また、発注者との協調力を有しているか。 	5点
B. 従事予定者の能力及び実績	<ul style="list-style-type: none"> ・チームリーダーは本業務に生かされる専門的な知識や経歴を十分に持ち、発注者や施設の想定利用者と協調して業務遂行するコミュニケーション能力を有しているか。特に CM を専門とするものがリーダーに位置付けられている場合、そのものは PM 業務を遂行する十分な専門知識や経歴を持ち合わせているか。 ・従事予定者は、今回業務と同等ないし、同等以上の業務内容に関する PM・CM 業務の実務経験はあるか。 	15点
	<ul style="list-style-type: none"> ・従事予定者に、専門的な知識や経歴、業務遂行に有効となる資格（日本 CM 協会 CCMJ 等）を有している者がいるか。 	5点
小計		25／100点